

社会復帰促進等事業について

労災保険では、保険給付の他に、被災労働者の円滑な社会復帰の促進や遺族を含めた援護などを図るために、以下のような社会復帰促進等事業を実施しています。

例えば、遺族(補償)等給付を受給されている方に対しては、以下の支給を受けられる場合があります。

● 労災就学等援護費

労災就学等援護費には、労災就学援護費と労災就労保育援護費の2種類があり、遺族(補償)等年金を受給していて、一定の要件に該当する方で、

- ①生計を同じくしている子が学校*に在学中、またはこの子を就労のために保育所などに預けている場合（※小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校等）
 - ②受給している本人が在学中または保育所などに預けられている場合
- に支給します。

「労災就学等援護費支給申請書」に在学証明書など必要な書類を添えて、労働基準監督署長に提出してください。

また、遺族(補償)等年金を受けられない方については、以下の支給を受けられる場合があります。

● 長期家族介護者援護金

一定の障害により、障害等級第1または2級の障害(補償)等年金もしくは傷病等級第1または2級の傷病(補償)等年金を10年以上受給していた方が、業務外の原因で死亡した場合、一定の要件を満たす遺族の方に、長期家族介護者援護金を支給します。

「長期家族介護者援護金支給申請書」に必要な書類を添えて、労働基準監督署長に提出してください。



労災請求書

検索



請求書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>)

トップページ「分野別の政策一覧」雇用・労働>労働基準>労災補償>労災保険給付関係請求書等ダウンロード